

加古川市不育症治療費助成事業実施要綱

平成 28 年 3 月 29 日
こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症の治療費等の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不育症治療 医療機関における不育症のための治療行為をいう。

(2) 治療費等 不育症治療に係る治療費及び検査料をいう。

(3) 本人負担額

ア 医療保険各法の規定による療養の給付の対象となる不育症治療については、不育症の治療費等の額から保険者が医療保険各法の規定及び保険者独自の規定に基づき負担する額並びに他の公費負担医療制度により助成された額を控除した額

イ 医療保険各法の規定による療養の給付の対象とならない不育症治療については、不育症の治療費等の全額

(4) 医療機関 国内の医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であって、この要綱による助成を受けようとする不育症治療の全期間及びこの要綱による助成の申請日において、夫婦共に加古川市に住所を有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) この要綱による助成を受けようとする不育症の治療費等について、他の地方公共団体から助成を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長が特別の理由があると認めるときは、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、助成の対象とすることができる。

(助成金の額等)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、医療機関における不育症の治療費等に係る本人負担額とする。ただし、次に掲げる費用は、助成の対象としない。

(1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の支給を受けた場合における食事療養標準負担額

(2) 文書料、個室料その他不育症治療に直接関係のないものであると認められる費用

- 2 助成する額は、1組の夫婦に対して、前項の対象となる経費の合計額とし、1年度当たり10万円を限度とする。
- 3 この要綱による助成を受けることができる年度は、同一対象者に対し、通算して5年度を限度とする。ただし、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上であるときは、助成の対象としない。
- 4 第2項及び前項の不育症治療に係る年度は、1月から12月までの1年間とする。

(申請及び決定)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者は、1月から12月までの診療分について同年4月1日から翌年3月31日までの間に、加古川市不育症治療費助成事業申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 加古川市不育症検査・治療実施証明書（様式第2号、様式第3号）
- (2) 本人負担額を確認することができる領収書
- (3) 所得を証明する書類
- (4) 加古川市市税確認承諾書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成金の額を決定する。

3 市長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、不育症治療費助成事業承認決定通知書（様式第5号）により、不承認と決定したときは、不育症治療費助成事業不承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第7条 本事業の関係者は、申請者のプライバシーの保護に十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報を他に漏らしてはならない。

2 市は、不育症治療費助成事業台帳（様式第7号）を作成し、助成状況を把握するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による治療費の助成は、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施した不育症治療に係る治療費等について行うものとする。
(新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における助成の特例)
- 3 令和 2 年 3 月 31 日において妻の年齢が 42 歳である夫婦であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染防止のために治療を延期した者における第 4 条第 3 項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「43 歳以上」とあるのは、「44 歳以上」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に行われた不育症治療に係る治療費等について適用し、同日前に行われた不育症治療に係る治療費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から施行し、この要綱による改正後の加古川市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市不育症治療費助成事業実施要綱第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後に行われた不育症治療に係る治療費等について適用し、同日前に行われた不育症治療に係る治療費等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。